

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項及び同第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成16年11月22日

長野市監査委員	戸	谷	修	一
同	高	波	謙	二
同	伊	藤	治	通
同	田	中		健

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 6 農業協同組合事業活動補助金について</p> <p>(1) 年度ごとに要綱を策定し、補助金の算定基礎等を明確にすべきもの (報告書 68 ページ) 毎年度、要綱を策定し、単年度要綱として農家戸数、補助単価を明確にして補助金を算定し、交付すべきである。</p> <p>(2) 補助金対象経費を明確にし補助条件を付すべきもの (報告書 69 ページ) 要綱において補助対象経費を明確に定め、補助金条件を付すべきである。</p> <p>3 8 経営構造対策事業補助金</p> <p>(1) 会議費支出については是正改善すべきもの (報告書 71 ページ) 補助対象経費において弁当等食糧費は妥当な補助金支出とは認め難いことから是正改善すべきである。</p> <p>(2) 施設等の利用率向上について改善要求すべきもの (報告書 72 ページ) 施設の利用状況において、ジュース加工施設を除いて計画に対する達成率が低調であるが、農業経営の安定化のためには当該整備施設の利用率の向上が何よりも重要であることから、市として改善要求を行うべきである。</p>	<p>次年度から、各農業協同組合が行う営農指導事業のうち補助対象経費を明確に定めて、新しい要綱を制定し補助金を交付する。 (農政課)</p> <p>県の見解では、会議等に伴う事業推進上必要最低限の食糧費については認めるとしている。 本事業は平成12年度から平成15年度事業として終了はしているが、指摘事項については、今後同類の事業を実施する際は、実績報告書をさらに精査し、妥当性を判断することにより、改善を図るものである。</p> <p>指摘の利用状況の達成率が低調であることについては、毎年実施している事業評価に基づき、県、「21 信州むらづくり機構」及び市の連携により、中小企業診断士による経営指導を含め、達成率向上に向けた誘客方法等の指導を事業主体に対し行っている。 また、本事業に係る地元対策委員会に市も参画し、経営改善策について指導している。 PRとしては、長野県グリーン・ツーリズム協議会発行「グリーンでる信州」に掲載し、情報発信を行っている。 (農政課)</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査(補助金について)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>5 3 勤労者共済会補助金</p> <p>(1) 補助金交付要綱等の制定について (報告書 108 ページ) 長野市勤労者共済会への補助金について、補助金交付要綱等を制定し、補助対象経費等を明確にすべき。</p> <p>(2) 市単独補助分の算定方法について (報告書 109 ページ) 国庫補助対象外の市単独補助分(会報発行事業費)について、補助対象経費が明確でなく、補助金算定方法も改善すべき。</p> <p>5 0 万円以下の少額補助金</p> <p>J R 篠ノ井駅周辺駐輪場対策委員会に対する補助金について (報告書 134 ページ) 同委員会に対して、放置自転車対策として補助金 50,000 円を交付しているが、交付先団体の支出額が補助金収入を下回っているにもかかわらず補助金を返還させていないのは適正でない。補助目的に従って計画どおり執行されず残額が生じた場合は、額の確定を行い、当然に残額は返還させるべきである。</p> <p>4 団体への放置自転車対策関係補助金について (報告書 135 ページ) 上記団体に対して補助金 200,000 円が 50,000 円ずつ均等に交付されているが、当該団体の支出額 258,479 円に対して翌年度繰越額は補助金の 2 倍以上の 432,445 円にも達しており、均等補助の妥当性を含めて当該補助金の必要性について検討、改善する必要がある。</p>	<p>長野市勤労者共済会補助金交付基準を制定し、平成 17 年度の補助金交付から実施することで改善を図った(平成 15 年度から国庫補助はなく市単独補助のみ)。 (労政課)</p> <p>翌年度(平成 15 年度)については補助金を交付せず、前年度繰越金で事業を実施させることとし、補助金返還と同一の措置を執った。</p> <p>平成 15 年度から、各団体の事業計画、予算に応じて必要金額を交付することに改めた。 本補助金については、自転車駐車を管理運営していく上で必要な事業であることから今後も継続する。 (交通政策課)</p>